

大 市 こ 号 外  
令和2年4月18日

保育所等を利用されている  
保護者の皆様

大村市長 園田 裕史

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言に伴う家庭保育等のご協力へのお願い

日頃より大村市の幼児教育・保育の推進にご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

4月16日に全国を対象とした緊急事態宣言が発令されましたが、保護者の就労により自宅で過ごすことが困難な児童の保育を行うため、保育所・認定こども園(長時間部)については原則開所します。

しかしながら、長崎県が出した感染拡大の防止措置を踏まえ、多数の人が集まる場を可能な限り避けることが重要と考えております。

このため、保護者の皆様におかれましては、**5月6日までの間、保護者等が家庭で子どもの保育ができる場合など、下記の目安にそって家庭保育にご協力をいただきますよう強くお願いいたします。**

上記期間中に家庭保育等にご協力いただいた際の保育料は、後日、協力日数に応じて返還等を行う予定です。

保護者の皆様には、当分の間ご負担をおかけすることとなりますが、何卒ご理解、ご協力をお願いいたします。

記

**次の要件に該当される保護者の方等は可能な範囲で家庭保育を強くお願いします。**

- ① 祖父母等の協力が得られる場合
- ② 仕事が休み又は休むことが可能な場合(土曜日に限らず)
- ③ 保育の要件が「妊娠・出産」・「育児休業」・「求職活動」である場合

等、家庭保育が可能な方

・各施設においては感染予防に努めていますが、ご家庭でも日常生活における検温や手洗い等の感染予防対策にご協力をお願いします。なお、咳・発熱(37.5度以上)などの症状がある場合は、利用を自粛してください。

・利用園児や施設職員が新型コロナウイルスに感染した場合には、感染された方の状況により施設の全部又は一部の休園を行い、必要な対策を講じることとなりますので、ご承知おきください。

大村市子ども未来部 子ども政策課  
教育・保育グループ TEL 0957-54-9100